

2026年7月

お客様各位

遠軽信用金庫

各種預金規定の改定について

平素より、当金庫をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記のとおり各種預金規定を改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても、適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定日

2026年10月1日（木）

2. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3) 普通預金規定【個人用】
- (4) 普通預金規定
- (5) 決済用預金（普通預金無利息型）規定【個人用】
- (6) 決済用預金（普通預金無利息型）規定
- (7) 貯蓄預金規定
- (8) 納税準備預金規定【個人用】
- (9) 納税準備預金規定
- (10) 通知預金規定【個人用】
- (11) 通知預金規定
- (12) 定期預金共通規定【個人用】
- (13) 定期預金共通規定
- (14) 積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定【個人用】
- (15) 積立定期預金、積立式期日指定定期預金共通規定
- (16) 定期積金規定【個人用】
- (17) 定期積金規定
- (18) 代金取立規定

3. 主な改定内容

- (1) 他行を支払人及び支払場所とする手形・小切手等の証券類については、受け入れません。

- (2) 2026年9月30日(水)を超えて振り出した当金庫を支払人とする手形・小切手は、当座勘定から支払いません。
- (3) 振出日の記載がない当金庫を支払人とする手形・小切手が呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

以 上